

# *Provocative thought*

## ニュース・レター

*Japanese Services Desk  
Client Communication*

2011年5月

- 2011/2012年度オーストラリア連邦政府予算概要速報

**pwc**

*What would  
you like to grow?*

# Contents

1	2011/2012年度オーストラリア連邦政府予算案概要速報	2
2	PwC の出版物・刊行物	8
3	PwC Japanese Services Desk Contact List	10

# 1 2011/2012年度オーストラリア連邦政府予算案概要速報

2011年5月10日、2011/12年度(自2011年7月1日 至2012年6月30日)の連邦政府予算案が、オーストラリア連邦政府のウェイン・スワン財務相から発表されました。

本予算案での焦点は雇用の促進、歳出削減及びインフラ構築の実施を通じた雇用機会の創出です。政府は2011/12年度で4.00%、2012/13年度3.75%の実質GDP成長率を見込んでおり、2013年6月までのインフレ率は3%以上と予想されています。本予算案における主な項目は以下の通りです。

1. 小規模事業者優遇税制
2. 個人所得税
3. スーパーアニュエーション(退職年金基金)
4. 経済的利益税(Fringe Benefits Tax (FBT))
5. 法人税(インフラ投資関係)
6. GST
7. その他主な税制見直し案

本予算に関し、PwCのSaul Eslake(経済政策アドバイザー)は、「労働党政権下で策定された本予算はマクロ経済の改革に重点を置いたものではなく、労働者の技能形成と就労を目的としたミクロ経済改革に重点を当てている。」と述べています。

また、Eslakeは「2011/12年度予算では、労働力参加をオーストラリア経済の中心に置いている。労働者の技能形成や経済基盤に関する価値ある投資がみられ、見直しは就労者の増加を目指したものである。また、今回の2011/12年度予算は、構造変化に対する適応力の強化及び構造変化がいくつかの地域や一部の業界にもたらす悪影響の一部を緩和することを通じ構造改革の必要性を受け入れる努力がみられる。」とも述べています。

マクロ経済の観点では、政府は4年間で173億ドルの支出の削減を発表していますが、同時に今後4年間で他の分野へ推定172億ドルの支出の増加が見込まれます。

Eslakeは「政府支出に純減は見られない。2012/13年度及び2013/14年度に見込まれるわずかな財政黒字の増加は完全に増税に起因するものである。また2011/12年度予算では、職業訓練と労働者の能力の向上にかなりの重点をおいて、スキルと労働市場への投資を行っているが、今回の政府予算だけでは金利やインフレを緩和することはできない。」とコメントしています。

また、PwCのJason Danielsは、「昨夜発表された政府予算ではオーストラリアの労働力の向上を目指しており、民間企業にとって良い方向に向かう第一歩と考える。PwCが行った民間企業調査(年間売上高が1千万ドルから1億ドルの850社以上の民間企業が対象)によると、優秀なスタッフの不足が一番の課題である。この調査ではまた、民間企業の約3分の2に値する60%が、次の半年で新しいスタッフを雇うことを検討しているという結果もでている。」と話しています。

なお、本予算案のインフラ投資への影響に関し、PwCのJoseph Carrozziは、連邦政府予算案のインフラ投資に与える影響について、以下のようにコメントしています。

連邦政府予算案は、インフラストラクチャへの投資に対して、透明性、税制、政策開発の面でいくつかの前向きな変化をもたらしましたが、新規プロジェクトへの投資の面では、従来の計画の流れを変えるほどの影響力はない。いくつかの歓迎すべき税制面の改正としては、繰越欠損金の規制緩和や、投資家が長期間に渡って繰越欠損金の価値を維持できるよう考慮された制度の導入などがあげられる。

初めて作成が行われるナショナル・コンストラクション・スケジュールにより、投資の優先順位や建設予定期間などについて透明性の高い情報が提供され、投資家がプロジェクトへの投資をより確信を持って行えると思われる。

政府関連機関のインフラストラクチャ・オーストラリアには、政策の開発や優先順位付け、そして中期的な投資計画策定のために必要な確実性を投資家へ提供すること等の役割を果たすため、追加資金が割り当てられた。

しかし、本予算案には、スーパーファンドに拠出された資金を、国の建設プロジェクトへの投資に誘導または奨励するような計画は見られない。全体的には、政府が直面している財政的制約を考えると、インフラ関連業界は本予算案にあまり高い期待を抱いていませんでしたが、その程度の期待には応えたといえるだろう。

## 1 小規模事業者優遇税制

すべての小規模事業者を対象とする多くの減税措置が、政府により発表されました。本予算案及びそれに先立ち発表された減税措置は下記の通りです。

### 2012/13年度購入の車両に関する控除

本予算案に先立つ2011年5月8日、小規模事業者が2012/13年度以降に取得した車両については、5000ドルの即時償却が可能になることが発表されました。取得価格の残額は、小規模事業者の低額資産償却制度の対象資産に含め、初年度15%、次年度以降30%で償却が可能となります。

### 起業家向け税額控除(Entrepreneurs' Tax Offset (ETO))

上記の車両の即時償却5000ドルの導入に合わせて、既存の起業家向け税額控除(ETO)が2012/13年度より廃止されることも発表されました。

### 一括償却資産の対象範囲の拡大

2012/13年度から、小規模事業者は5,000ドル未満(従来は1,000ドル未満)のすべての資産について即時償却が認められるとともに、その他の資産(建物を除く)を減価償却対象資産として一括し、30%での償却が可能となりました。

### 分割予定納税(PAYG instalments)の減額

小規模事業者の2011/12年度分割予定納税(PAYG instalments)額は、前年の課税所得に4%加算した額となります。この加算額は法定により通常適用される分の半額となります。この減額措置は分割予定納税額を所得に応じて毎期計算する納税者には適用されません。この減額措置は一年のみで、2012/13年度以降は適用されません。

### 税率の引き下げ

以前に発表された通り、2012/13年度から、法人の形態をとる小規模事業者に対する法人税率は29%に引き下げられます。

## 2 個人所得税

本予算案には、個人所得税に関する根本的な改正案は提示されておらず、所得税率の変更も予定されていません。

### 個人所得税率

2011/12年度の税率は下記のとおりです。

課税所得レンジ(単位:豪ドル)	税率
6,000ドル以下	0%
6,000ドル超 37,000ドル以下	15%
37,000ドル超80,000ドル以下	30%
80,000ドル超180,000ドル以下	37%
180,000ドル超	45%

(注)豪州居住者(成人)の税率。ただし、メディケア税、洪水・サイクロン復興支援税、各種税額控除部分は除く。

### 課税所得別の所得税対照表

課税所得(単位:豪ドル)	所得税額(単位:豪ドル)
50,000ドル	8,550ドル
75,000ドル	16,050ドル
100,000ドル	24,950ドル
150,000ドル	43,450ドル
200,000ドル	63,550ドル
300,000ドル	108,550ドル
400,000ドル	153,550ドル
500,000ドル	198,550ドル

(注)豪州居住者(成人)の税額。ただし、メディケア税、洪水・サイクロン復興支援税、各種税額控除部分は除く。

## 政府援助金所得からの経費控除の廃止

改正法では、すべての政府援助金収入からの経費控除につき一定の制限が設けられることとなる予定です。当該改正税法は2011年7月1日に施行される予定です。改正法の施行により、政府補助金収入から控除が可能な経費の範囲が明確化されることとなります。ただし、この改正案は、2010年の税務当局(ATO)によるアンステイス裁判における高等裁判所判決と相反するものとなっています。

## 低中所得者向け税額控除額の還付時期の変更

2011年7月1日以降、低・中所得者に適用される税額控除額の還付時期が変更になります。従来は、還付額のうち50%は毎期源泉徴収所得税から減額され、残りの50%は年度終了後の申告書提出後に一括還付されていましたが、改正後は、その割合がそれぞれ70%および30%に変更されます。つまり、改正後の制度では、還付額の30%が申告書提出後に一括還付され、残りの70%は月次給与に上乘せられ、年間を通じて還付されます。

## 未成年者の不労所得に係る低所得者特別税額控除の廃止

2011年7月1日以降、未成年者が受け取る配当金、利子、家賃収入、印税収入、その他財産収入のような不労所得に対する所得税については、低所得者向け特別税額控除を適用しないこととなる予定です。この改正は成人と未成年者に所得を不当に区分して租税回避を防止することを目的としています。

未成年者の勤労所得は引き続き本税額控除税控除の対象となります。これは、未成年者も18歳以上の成人と同様に、勤労所得については同じ税率で課税されます。しかし、未成年であっても孤児や身体障害者については、遺産相続や補助金収入の取得について改正法案の適用はありません。

## メディケア税非課税特例の対象範囲の拡大

2010/11年度以降、メディケア税が非課税となる低所得者の所得基準が改正されます。具体的には、既婚者の場合、31,196ドルから31,789ドルに、また、未婚者の場合、18,488ドルから18,839ドルに引き上げられます。また、扶養されている子供や学生についても、一人につき、従来の2,865ドルから2,919ドルに引き上げられます。さらに、年金受給対象年齢に満たない年金受給者についても、2010年7月1日以降、所得基準額が従来の27,697ドルから30,439ドルに引き上げられます。この引き上げは、納税額のない年金受給者(年金受給対象年齢に満たない者)がメディケア税を支払う必要がないよう配慮したものととなります。

## 配偶者税控除の段階的廃止

扶養子弟のいない配偶者による就労を奨励するため、配偶者税控除が段階的に廃止となります。生年月日が1971年7月1日以降の40歳未満の配偶者を持つ納税者は、2011年7月1日より当該税控除の適用が受けられなくなります。なお、疾病や就労不可能な障害者の介護人である配偶者を持つ納税者や、遠隔地特別税控除・国外派遣軍や国外居住者用特別税控除の対象となる納税者の場合には、本改訂の対象外となります。また、配偶者税控除の代わりにファミリータックスベネフィット(パートB)の受給対象である、扶養子弟のいる配偶者も対象外となります。

## ファミリータックスベネフィット

教育機関や職業訓練所での教育・訓練を受ける十代の扶養子弟を持つ世帯への援助策として、ファミリータックスベネフィット(パートA)の支給額が最大で年間4,208ドル増額します。

## 特別障害信託(Special Disability Trust)ーキャピタルゲイン税非課税ルールに関する法改訂

2006年度以降、重度の身体障害を持つ扶養家族がいる世帯は、現在ならびに将来の治療とマイホームの購入を目的とした特別障害信託の設立が可能です。しかし実態としては、複数の所得税法による障壁が当該信託の設立を妨げて来ていました。本改訂により、連邦政府は遡及的に税法を改訂し、マイホーム(居住用財産)の譲渡益に対するキャピタルゲイン税非課税ルールを強化・改善すると発表しました。本改訂は2006/07年度以降に発生したキャピタルゲインに適用されます。

## 洪水・サイクロン復興支援税

近時に発生した自然災害による被災者支援を目的とした洪水・サイクロン復興支援税が導入されます。課税対象所得が50,001ドル以上、100,000ドル未満の納税者に対する税率は0.5%、100,000ドル以上の納税者は1%となります。また、50,000ドル未満の納税者もしくは、連邦政府認定の自然災害被災者に対しては非課税となります。尚、この洪水・サイクロン復興税は2011/12年度にのみ適用となります。

### 3 スーパーアニュエーション(退職年金基金)

退職年金基金への拠出上限額や、拠出金・受給年金に対する課税方法についての変更はありませんが、以下、二点の法改訂が立案されています。

#### 退職年金基金システムの強化(個人型年金基金法の改正)

個人型退職年金基金セクターにおける連邦政府と民間からの信用を改善するため、オペレーションや効率性、高潔性の強化を目的とした様々な改訂案が発表となります。同改訂案には、罰則に関する新しい枠組みや、基金の監査人登録における資格や独立性の基準、データ収集の改善や、個人型基金の登録プロセスの改善が含まれます。2010/11年度から2014/15年度において、本改訂案の実行費用として、国税庁は4,020万ドル、証券投資委員会は840万ドルが支給されます。当該支給額は、2010/11年度より、個人型年金基金へ対する年間150ドルの徴収税額を180ドルへ増税し、また基金の監査人登録費用から徴収することで補われます。

#### 超過分拠出額に対する制度の改訂

2011年7月1日以降、税制優遇措置適用となる拠出金限度額を超過した場合であっても、超過額が10,000ドル未満である場合に限り、納税者は超過分の還付請求を行うことが一度に限り可能となります。当該還付額は、一般拠出額として積みたれられることが通常ですが、更に一般拠出額の限度額をも超過する場合には、超過部分についてより高い税率が適用される可能性があります。

### 4 経済的利益税(Fringe Benefits Tax (FBT))

政府は、車両の供与に関する経済的利益税(FBT)の計算において、「法定計算(statutory formula)」方式の変更を発表しました。課税対象額計算用のレートについて、現在の4段階のものを廃止し、走行距離の長さに関わらず一律20%が適用されることになりました。

新レートは、2011年5月10日午後7時30分(オーストラリア東部標準時)以降に購入契約をした車両に適用されます。新レートへの移行は、以下の表の通り4年間をかけて段階的に行われます。

#### 車両の供与に関わる税制変更

FBT年度の 走行距離 (4月1日-3月 31日)	課税対象額計算用のレート(車両のコストにレートを乗じた額が、車両の供与に関する経済的利益の課税対象額となります)				
	既存の購 入 契約で入 手した車 両	2011年5月10日午後7時30分(オーストラリア東部標準時)以降に購入契約をした車両			
		2011年5月10日 以降	2012年4月1日 以降	2013年4月1日 以降	2014年4月1日 以降
0 - 15,000 km	0.26	<b>0.20</b>	0.20	0.20	0.20
15,000 - 25,000 km	0.20	<b>0.20</b>	0.20	0.20	0.20
25,000 - 40,000 km	0.11	<b>0.14</b>	<b>0.17</b>	0.20	0.20
More than 40,000 km	0.07	<b>0.10</b>	<b>0.13</b>	<b>0.17</b>	0.20

本予算案の発表により、走行距離が年間25000キロ以上の人に関しては、従来享受できた節税効果が大幅に減少することになりました。しかし、代替の計算方式である「オペレーティング・コスト(operating costs)」方式を適用することにより、走行距離の大部分を業務に使用する人について、業務使用分をFBT課税対象から除くことが可能となります。

## 5 法人税(インフラ投資関係)

### 民間によるインフラ投資促進策

政府は、重要な国家的インフラ事業に関する投資税制に関する改正案を発表しました。主な改正案は下記の2点です。

- 「指定インフラ事業」から発生した損失(欠損金)の国公債利率による価値の上乗せ(時間的価値の考慮)
- 株主継続性テスト(COT)や事業同一性テスト(SBT)によるプロジェクト損失の使用制限規定の減免

インフラ事業の特性により、多くの場合事業開始時点とプロジェクト初期に発生した損失の回収時点には大きな時間的ずれが生じます。また、現在の税制下では事業の出資者に変更が生じると欠損金に使用制限がかかります。今回の改正案は、欠損金の時間価値考慮後の価値の維持、また事業の出資者に変更が生じたとしても欠損金の使用に制限がかからないことを狙いとしています。

初期時点の損失に関する提案は、事業に対する課税のタイミングを遅らせ、また借入の増加を可能にさせるという点で事業の経済性を高める可能性があります。政策立案者は、「指定インフラ事業」の範囲を様々な基準をもとに民間出資による重要な国家的インフラ事業に広げること検討しています。この基準はまだ決定されていませんが、法律制定時から2017年6月30日までの間の全プロジェクト期間にわたる支出額の合計が250億ドルに達するまで適用される予定です。今回の改正は、オーストラリアにおける民間出資のインフラ事業を好転させるひとつのステップですが、今後多くの詳細事項を決定する必要があります。今後数ヶ月の間に「指定インフラ事業」の基準を含めこの改正案の制度設計に関し、さらなる協議が行われる見込みです。

## 6 GST

### GST制度改正案の導入見送り

政府は、2009/10年度予算案で言及されたGST制度見直し項目(GST制度運営の法的枠組みについて税制調査会がレビューを行なった結果、見直しが推奨されたもの)の多くについて、導入を先送りすることを発表しました。

### 抵当権者の債権に係るGST取り扱いの改正

政府は、住宅ローンなどの貸付事業者に対するGST適用範囲の明確化、及びコンプライアンス費用の削減を目的としてGST法を改正することを発表しました。改正法は、2012年7月1日に施行される予定です。

## 7 その他主な税制見直し案

### 海外税制

政府は、海外のマネージドファンドの特定のポートフォリオ投資所得に対する課税制度についての不確実性に対処するため、先般公表されたIMR(Investment Manager Regime)草案の内容を拡大する予定です。

### 金融取引に対する課税ルール (TOFA)

2011/12年度予算案には、まだ公表されていない特定のTOFA規定について、改正提案のあった多くの項目が含まれています。具体的には以下の項目が含まれています。

- 負債/資本ルールの明確化
- 機能的な通貨ルールの拡大
- ヘッジ規定の改正

### 法人欠損金ルールの改正

政府は、納税者にとって一定の状況下における株主継続性テスト(COT)を満たしやすくするために、2011/12年度から欠損金使用制限規定を改正することを提案しています。本改正案では、上記COTを行なう上で、特定のスーパーアニュエーション事業体経由の継続性までは要求しないようにする予定です。

### キャピタルゲインタックスの改正

本予算案には、政府より提案のあったキャピタルゲインタックス(CGT)に関する多くの改正案が織り込まれています。具体的には以下の項目が含まれています。

- 会社買収時の株式交換に係る課税繰り延べルールの改正
- 再生可能資源関連インセンティブあるいは環境保護を目的としたCGT免除ルール

### 非営利課税免除ルールの対象を明確化

非営利事業体に適用される課税免除ルールは、それが当該非営利事業体の利他性を直接的に促進するような活動においてのみ適用されるように改正される予定です。

### 石油資源税（課税ポイントの明確化）

政府は、現行PRRT(石油資源税)法を改定し、「課税ポイント」に関し、より明白性を与えることを提案しており、当改正は1990年7月1日より有効となります。

PRRTプロジェクト内での課税ポイントの地点は、PRRT負債額を決定する要素となり、近日発表されたエッソオーストラリアの連邦裁判の判例の焦点となりました。当該改正は、当判例の裁判所の判断を法的にサポートし、現行PRRT法と一貫し、PRRT納税者に明白性をもたらすと考えられています。

### 税立法パイプライン

政府は、本予算案以前に、多数のアナウンスをしましたがそれらは未だ法律化されていません。

現政府から発表され未だ法律化されていないものの中で特に重要項目は下記の提案事項です

改正案	ステータス
鉱物資源利用税 (MRRT) および拡張石油資源利用税 (PRRT)	政策移行グループにより2010年内には、法案のデザイン等に関する協議が行われました。政府は2011年3月24日に政策移行グループより提出された98項目になるすべての提案事項を受諾しました。公開草案自体は現時点では発表されていませんが、資源税実施グループにより税務専門家や業界との直接協議が現在行われています。
法人税率の29%への引き下げ	小規模企業納税者には2012年7月1日より適用され、その他の法人納税者には2013年7月1日より適用されます。
信託に関する税制改革	2011年4月13日信託からの所得に関する税改正公開草案が発表されました。これらの改正は2010年7月1日より施行される予定です。信託税制改革に関する直接協議のタイミングなどに関しては未定です。
マネージメント投資信託制度	昨年受領したポリシーに関する提出書を受け、政府は2011年4月8日に、業界の準備期間を設ける目的で当該制度の施行日を2012年7月1日まで遅延する発表をしました。草案に基づく協議が近いうちに行われると予想されています。
国外源泉所得抗課税繰り延べ(帰属)のルール(コントロール下外国会社(CFC)や外国の蓄積基金 (FAF) や関連ルール)の見直し	財務相は、2011年2月に公開草案に関する提出所を受領しましたが、施行開始日などに関する情報は未だ発表されていません。
金融取引に関するルールの更なる改良(外貨に関する修正を含む)	金融取引に関するルールの改定には更なる協議が期待されています。法案は2011年5月10日に始まる冬季国会の中で展開すると考えられており、数年以上置き去りにされていた草案が、法律化される(外貨に関するルールを含む)ことが期待されています。

\*\*\*\*\*

本記事は2011年5月11日にPwCオーストラリアから発行された「Australian Federal Budget 2011-2012 analysis」の抄訳です。詳細は同刊行物をご確認ください。なお、連邦政府予算案には税制の改正・新設を盛り込んでいますが、この予算案はあくまで連邦政府の基本政策の表明であり、必ずしも予算案通り法制化されるとは限りません。法案の上程及び国会審議の段階でポイントが変更されたり、あるいは除外されたりすることもありますので、今後の動向を注視する必要があることにご留意ください。

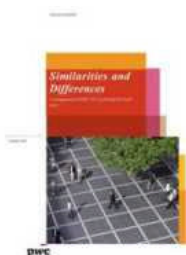
## 2 PwCの出版物・刊行物



- オーストラリアにおける事業活動入門ガイド 2010

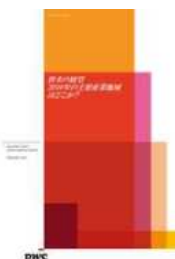
Doing Business in Australiaの日本語版。オーストラリアで事業を行う際に通常検討が必要となる事項を扱っています。

例：法人の形態、オーストラリア証券取引所、事業移民、法人税、GST、雇用法等



- Similarities & Differences 2010

国際財務報告基準、米国基準および日本基準の比較（英語版・日本語版）2010年版



- 将来の展望 2040年の主要産業地域はどこか？

PwC独自の分析手法によって、2010年から2040年までの30年間を対象として、どのような地域において、大規模の産業クラスターが形成されていくのかについて示していきます。本冊子では以下の5つの業界を対象として分析を行っています。

- 製薬業
- 自動車製造業
- 資産運用業
- 映画産業
- 高等教育機関



- Big Picture Publication

2020年、2050年の気候変動、資源、人口、経済の未来像とは？どのような相互作用、あつれきがビジネスに影響を及ぼすのか？景気低迷と激化する国際競争の狭間にありながら、未来の視点からサステナビリティの課題とどう対峙していくのか？プロフェッショナルファームとして、一貫した客観的情報と中長期的視点に基づき、メガトレンドから、ガバナンスと経営、業界分析まで広範かつ包括的に論考した「国内初のサステナビリティの総合レポート」です。



- Value Navigator

- Big Picture—サステナビリティの未来を考える
  - デジタルバリューチェーンの変革—模索するE&Mプレーヤーの役割
  - 医薬品業界における変革と挑戦—2020年に向けて
- Value of the Life
  - 越境する狂言師・野村萬齋—無心の境地を目指して
- Global Competitiveness
  - アジア市場におけるボーダーレスIPO
  - 日本企業のグローバル競争力—M&Aの視点から
  - 大企業に依存する国家税収構造の脆弱性—企業の法人税等公的負担に関する国際比較調査より
- Economic Navigator
  - 金融危機後の新たな金融資本市場を展望する—グローバルな競争力を保つための新たな視点



- Asia-Pacific M&A Bulletin 2010年下半期版 – 二つの景気回復：世界とアジア

今回のレポートでは、「欧米諸国の財政・債務問題や国際商品価格の上昇などが、アジア太平洋諸国における投資活動にどのような影響を与えたか」に焦点を当てて分析しています。



- アジアM&Aガイドブック

アジアにオーストラリアを加えた11の国と地域のM&Aマーケットの状況、投資規制環境、税制及び実務上の留意点を解説しています。



- Q&A/国際財務報告基準(IFRS)

IFRSに関する初歩的な事項をIFRSに関する初歩的な事項をQ&A形式でとりあげ、IFRSの会計処理やIFRS導入にかかるビジネス、プロセスへの影響など導入にあたっての留意点などを平易に解説しています。



- IFRS

国際会計基準で企業経営はこう変わる

IFRSによって変わりゆく今後の日本の企業経営を見据え、より多くの方にIFRSへの理解・関心をもってもらえるよう平易な表現でまとめた解説書です。



- PricewaterhouseCoopers Melbourne Institute Asialink Index

PwC has a number of industry publications available upon request.

(当該記載内容及びPwC刊行物のお問い合わせについては当方の日本人アドバイザーまでご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

### 3 PwC Japanese Services Desk Contact List

PwCは、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&Aアドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

Japanese Services Desk (日本企業部)は、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人プロフェッショナルを中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関しての深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面における業務の提供に従事させて頂いております。

画一的なサービスに留まらず、日本人プロフェッショナルによる業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様へ最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本のPwCグループ(あらた監査法人、プライスウォーターハウスクーパース株式会社、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及びオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築しております。

#### Sydney Office

Darling Park Tower 2  
201 Sussex Street  
Sydney, New South Wales 2000  
Australia



#### Hiroshi Kawaguchi

(川口 宏)  
ディレクター  
+61 (2) 8266 1223  
hiroshi.a.kawaguchi@au.pwc.com  
M&Aアドバイザリー



#### Naoto Tanaka

(田中 直人)  
プリンシパル  
+61 (2) 8266 7348  
naoto.tanaka@au.pwc.com  
税務・法務関連業務



#### Toru Aikawa

(会川 徹)  
マネージャー  
+61 (2) 8266 0462  
toru.a.aikawa@au.pwc.com  
M&Aアドバイザリー



#### Kenichiro Saida

(才田 健一郎)  
シニア・アカウント  
+61 (2) 8266 3779  
kenichiro.a.saida@au.pwc.com  
会計監査/内部統制等



#### Hiroki Takehara

(竹原 広樹)  
シニア・アカウント  
+61 (2) 8266 4020  
hiroki.a.takehara@au.pwc.com  
会計監査/内部統制等



#### Rika Tamura

(田村 りか)  
シニア・アカウント  
+61 (2) 8266 1639  
rika.tamura@au.pwc.com  
税務・法務関連業務



#### Satoko Fujita

(藤田 聡子)  
Japan Desk Coordinator  
+61 (2) 8266 2874  
satoko.fujita@au.pwc.com  
税務・法務関連業務

## Melbourne Office

Freshwater Place  
Level 19  
2 Southbank Boulevard  
Southbank, Victoria 3006  
Australia



### Haruo Nire

(楡 晴雄)  
シニア・マネージャー  
+61 (3) 8603 3759  
haruo.nire@au.pwc.com  
非上場会社/在豪子会社等への  
会計監査/税務/法務



### Daisuke Shibata

(柴田 大輔)  
マネージャー  
+61 (3) 8603 5186  
daisuke.a.shibata@au.pwc.com  
税務・法務関連業務



### Masao Kamiyama

(神山 雅央)  
マネージャー  
+61 (3) 8603 4383  
masao.kamiyama@au.pwc.com  
税務・法務関連業務



### Norie Iwamoto

(岩本 展枝)  
シニア・アカウンタント  
+61 (3) 8603 5693  
norie.a.iwamoto@au.pwc.com  
会計監査/内部統制等



### Hiromi Yuguchi

(湯口 浩美)  
コンサルタント  
+61 (3) 8603 5734  
hiromi.yuguchi@au.pwc.com  
税務・法務関連業務



### Otone Sugawara

(菅原 音彌)  
Practice Administrator  
+61 (3) 8603 5363  
otone.sugawara@au.pwc.com

## Perth Office

QV1 Building  
Levels 19-21  
250 St Georges Terrace  
Perth, WA 6000 Australia



### Naoko Mulgat

(マルガット 尚子)  
ディレクター  
+61 (8) 9238 3408  
naoko.mulgat@au.pwc.com  
税務・法務関連業務



### Daisuke Shibata

(柴田 大輔)  
マネージャー  
+61 (3) 8603 5186  
daisuke.a.shibata@au.pwc.com  
税務・法務関連業務



### Yumiko Nakajima

(中嶋 由美子)  
シニア・コンサルタント  
+61 (8) 9238 3151  
yumiko.nakajima@au.pwc.com  
税務・法務関連業務

## Brisbane Office

Riverside Centre  
Level 13  
123 Eagle Street  
Brisbane QLD 4000 Australia



### Nobuhiro Terasaki

(寺崎 信裕)  
コンサルタント  
+61 (7) 3257 8240  
nobu.terasaki@au.pwc.com  
税務・法務関連業務

**Tokyo Office**

Sumitomo Fudosan  
Shiodome Hamarikyu Bldg.  
8-21-1 Ginza, Chuo-ku  
Tokyo 104-0061



**Jason Hayes**

(ジェイソン ヘイズ)  
パートナー  
+81 (80) 3445 0854  
Jason.j.hayes@jp.pwc.com



**Osamu Miyake**

(三宅 修)  
マネージャー  
+81 (80) 3473 7149  
osamu.miyake@jp.pwc.com  
M&Aアドバイザー

pwc.com  
pwc.com.au  
pricewaterhousecoopers.co.jp

## プライスウォーターハウスクーパース株式会社のご紹介

プライスウォーターハウスクーパース株式会社は、ディールアドバイザーとコンサルティングサービスを提供する国内最大規模のコンサルティングファームです。M&Aや事業再生・再編の専門家であるディールアドバイザー部門と経営戦略の策定から実行まで総合的に取り組むコンサルティング部門が連携し、クライアントにとって最適なソリューションを提供しています。世界151カ国16,300人以上のスタッフを有するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のネットワークを生かし、約1,600名のプロフェッショナルが企業の経営課題の解決を支援しています。

© 2010 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity

© PricewaterhouseCoopers. すべての権利はPricewaterhouseCoopersに帰属します。PricewaterhouseCoopersは、PricewaterhouseCoopers International Limitedのメンバーファームのネットワークのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

### Disclaimer

These materials have been prepared by PricewaterhouseCoopers International Limited; the information is for general reference only. Information contained in these materials may not be current or accurate. These materials are not a substitute for reading any relevant accounting standard, professional pronouncement or guidance or any other relevant material. Specific company structure, facts and circumstances will have a material impact on the financial reports. No entity should undertake or refrain from any action based on the information in these materials; advice which is specific to your circumstances should always be sought from a professional adviser. No responsibility for any loss incurred as a result of reliance on these materials will be accepted by PricewaterhouseCoopers.

免責条項：この資料はPricewaterhouseCoopers International Limitedによって作成されたものであり、一般的な参考資料としてのみ用いられるべきものです。ここに含まれている情報は最新あるいは正確でない場合があります。関連した会計基準、公的専門機関による発表、ガイダンス、その他の関連資料の代わりになるものではありません。特定の法人形態、事実関係、状況が財務報告書に重要な影響を与えます。この資料に記載されている情報をもとに行為を起こしたりあるいは控えたりするべきではありません。御社の特有の状況に対するアドバイスを常に専門家から御入手下さい。PricewaterhouseCoopersはこの資料に依存した結果生じた損失に関して一切責任を負いません。

最終更新：2010年